

令和 年度次世代育成支援対策施設整備協議書
通常整備事業分

Table with 12 columns: 交付金, 施設種別, (フリガナ)施設名, (フリガナ)経営主体名, 設置, 新, 所在地(市町村名), (移転前), (移転後), 主体, フリガナ名称, 整備区分, 国庫補助率, 定員, 現在名⇒増減名⇒整備後0名, 年次計画, R4, R5, R6, R7, R8, 建物延面積及び構造, 整備前階m²⇒整備後階m², 整備前階m²⇒整備後階m², 既存の施設状況, 建築年度(経過年数), 年度(年), 国庫補助の有無, 財産処分承認申請の必要の有無, 施行計画, 契約予定年月日, 着工予定年月日, 完成予定年月日, 開所予定年月日, 対策の状況, アスベストの使用の有無, 関係法令・必要手続きの確認状況, 工事着工前の必要手続きの予定, 工事の際の職員・児童の安全性確保の方法

Table with 4 main columns: 「施設」整備区分, 定員等, 対象経費の実支出予定額, 交付基礎点数, 大規模修繕等・防犯対策強化整備の場合. Includes rows for 本体, 初度設備相当加算等, 加算整備等, 定期借地権設定のための一時金加算, 解体撤去費, 仮設工事費, その他, 地域交流スペース, 計, 交付金の額, 当該年度の交付額, 備考 (工事の概要等).

Table with 4 columns: 用地の状況, 所有, 990 m², 用地未決定の場合における手続きの状況, 指危有定除地区. Includes rows for 買収予定, 借地(地上権 賃借権 無償貸与), (借用の相手).

Table with 12 columns: 資金内訳, 区分, 交付金, 都道府県負担額, 市町村負担額, 設置者負担, 一般財源, 地方債, 福祉医療機構借入, 寄付金, 地方単独補助, 計, 総事業費. Includes rows for 施設, 計.

Table with 4 columns: 都道府県(市)の予算措置状況, 当初, 補正(月), 設置主体の予算措置状況, 当初, 補正(月).

施設種別	0	施設名	0
------	---	-----	---

都道府県・市区町村名

職員配置	職種 (職種の区分により記入)	施設長	事務員	主任支援員	支援員	調理員	栄養士	個別対応支援員	看護師	計	
		職員定数									0 (0)
		現員									0 (0)
整備後										0 (0)	

児童の状況	区分	内訳	児童数			今後の入所児童の見込数					今後の入所児童の見込数の考え方等
			現在	増・減	整備後	1年目	2年目	3年目	4年目	5年目	
			定員	入所			0				
		短期入所			0						
		通所			0						
現員		入所			0						
		短期入所			0						
		通所			0						

管内の状況	人口 (令和 年 月 日現在)	児童数 (令和 年 月 日現在)	県内 施設 の 協 賛 状 況	区分	施設数	定員(暫定) A	現員 B	入所率(暫定) B/A
				公立				
				私立				
			計	0か所	0人	(0人)	0人	
			うち 当該施設の状況					

障害福祉領域	障害保健福祉圏域名	人口	人	障害者数	人	障害児施設等の中で当該施設整備の優先順位	位
	現在の入(通)所施設定員数		人	現在の入(通)所施設利用者数	人		
	整備後の入(通)所施設定員数		人	整備後の入(通)所施設利用者数	人		

最低基準適合状況(整備後)	区画	延面積	適合状況	要確認施設	最低基準適合の確認方法など
	居室				全施設(乳児院は[寝室]、母子生活支援施設は[母子室])
静養室				全施設(乳児院は[病室])	
医務室				全施設(乳児院は[診察室])	
便所				全施設	
浴室				全施設	
調理室				全施設	
体育施設				児童福祉施設等	
心理療法室				児童養護施設・児童心理治療施設	
教育部門				児童自立支援施設 (母子生活支援施設は[学習室]・児童厚生施設は[図書室])	
通所部門				児童自立支援施設	
子育て短期利用居室				児童養護施設・乳児院	
遊戯室				児童心理治療施設・児童厚生施設	
集会室				母子生活支援施設・児童厚生施設	
観察室				児童心理治療施設・乳児院・母子生活支援施設	
相談室				児童心理治療施設・児童家庭支援センター	
工作室				児童心理治療施設	
心理検査室				児童心理治療施設	
一時預り保育室				乳児院(母子生活支援施設は[保育室])	
ほふく室				乳児院	
親子訓練室				児童養護施設・乳児院	
その他					上記に区分されない部分
合計		0㎡			整備後の施設延面積と一致

補足欄 心理療法室、短期利用事業居室、一時預り保育室、親子訓練室を整備する場合の「実施状況」及び「受入体制」等について

児童養護施設の場合：1人部屋(室)、2人部屋(室)、3人以上部屋(室)；個室の割合(%)

施設整備を必要とする理由(民老の場合は、緊急的な整備を要する理由)(余裕教室活用促進事業の場合は学校名を記載してください。)

都道府県(市)の意見等(障害児施設等においては優先順位の考え方)

備考

令和 年度次世代育成支援対策施設整備協議書
通常整備事業分

記載上の注意

都道府県名 ○○県

部(局)課名 _____ 部 _____ 課 _____

市区町村名 ○○市

担当者名 _____ mail _____
電話 _____

交付金	施設種別	市区町村名 ○○市		担当者名 _____ mail _____ 電話 _____	
(フリガナ)施設名	(フリガナ)経営主体名	設置	新		
所在地(市町村名)	(移転前)	主体	フリガナ名称		
整備区分	国庫補助率	定員	現在	名⇒増減	名⇒整備後 0 名
年次計画	R4 R5 R6 R7 R8	建物延面積及び構造	整備前	階	m ² ⇒ 整備後 階 m ²
既存の施設状況	建築年度(経過年数) 年度 年 老朽度 点 現存率 %	複数の施設を統廃合する場合は、一番古い施設の建築年度を記載。(例 それぞれS46、S53に建築された施設を統廃合するときは、S46と記載。)	施行計画	契約予定年月日 着工予定年月日 完成予定年月日 開所予定年月日	契約日は内示予定日以降とする。
対策の状況	アスベストの使用の有無 <input type="checkbox"/> 使用されている <input type="checkbox"/> 使用されていない	関係法令・必要手続きの確認状況 <input type="checkbox"/> 確認済みである <input type="checkbox"/> 石綿則 <input type="checkbox"/> 大防法 <input type="checkbox"/>	工事着工前の必要手続きの予定 特定粉じん排出等作業届出の提出 月 日 予定 工事着手にかかる事前届出の実施 月 日 予定	工事の際の職員・児童の安全性確保の方法	

「施設」整備区分	定員等	対象経費の実支出予定額	交付基礎点数	大規模修繕等・犯犯対策強化整備の場合
本体		障害児施設等においては都市部単価と標準単価どちらを採用しているかを選択する。	3,301点×60人	見積書毎の対象事業費
初年度設備相当加算等	60		56点×1/2×50人円点×10人	千円
加算整備等				千円
加算整備等		交付基礎点数の欄(左)には積算式を記載。右に計算結果(合計額)を記載。(例 50名定員から60名定員への児童養護施設の増改築整備を行う場合。)	744点×4人	千円
加算整備等				木材利用の有無
加算整備等		増改築の場合の解体撤去費・仮設工事費の基礎点数は整備前の定員に該当する基礎単価×整備前の定員となる。	6,000,000円×1/2×補助率1/2÷1,000	「施設地域分散化等加速化プラン実施計画」の採択
定期借地権設定のための一時金加算			160点×50人	特別法の適用
解体撤去費	50		286点×50人	国土強靱化地域計画の策定及び計画への明記
仮設工事費	50			
その他			交付金協議点数(全体)	
地域交流スペース(初年度設備加算を含む)				防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策に基づく事業への該当
計	①	千円	② 247,433	
交付金の額	(①×補助率と②を比較して小さい方)		0	
当該年度の交付額	(交付金の額×申請年度の進捗率)		0	
備考(工事の概要)	整備の概要を記入。 (例) 園庭に仮設(定員50名)を建築後、旧園舎(定員50名)を解体し、新園舎(定員60名)を建築。		交付金協議点数(当該年度分)	PF1事業への該当の有無
備考(工事の概要等)	整備の概要を記入。 (例) 園庭に仮設(定員50名)を建築後、旧園舎(定員50名)を解体し、新園舎(定員60名)を建築。 ・訓練等事業等整備加算、大規模訓練設備等整備加算をする場合は当該整備内容を記載すること。			非常用設備等の耐震性の確認 PF1事業への該当の有無

用地の状況	所有 990 m ²	用地未決定の場合における手続き	用地確保の問題等による内示取下げ等の事態が生じないよう十分に調整の上記載。	指定区域の有無	有
対象経費の実支出額の1/2と交付基礎点数を比較して少ない方の額を記載。 (上記の例では、480,000千円を1/2した額である240,000千円と247,433千円を比較して240,000千円。進捗率が50%のため120,000千円となる。)					

区分	交付金	設置者負担							計	総事業費
		市町村負担額	一般財源	地方債	福祉医療機構借入	寄付金	地方単独補助			
施設	0								0	0
訳		自治体の予算措置(予定)額(=交付金の1/2相当額)を記載。		法人の自主財源(機構借入、寄付金等を除いた額。)を記載。						
計	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

都道府県(市)の予算措置状況 当初 補正(月) 設置主体の予算措置状況 当初 補正(月)

第3号様式 記入要領

この様式は、すべての施設ごとに作成すること。
 通常整備事業分、耐震化等整備事業分のうち、該当する事業を○で囲むこと。
 都道府県・市区町村名の欄は、市区町村の場合は、都道府県名も必ず記入すること。

1 全施設共通事項（同一施設であって、「整備区分」が複数ある場合は、複数作成すること。）

○基本情報

- (1) 「施設種別」「施設名」「設置主体名」「経営主体」：特に設置主体については、名称を記入するほか、公立、社会福祉法人立等の区分を選択すること。
 ※ 施設名、設置主体名等が仮称の場合は、名称の前に（仮）と付すこと。
 ※ 経営主体名を記入する際の法人の略称は次のとおりとすること。
 社会福祉法人=(福)、日本赤十字社=(日赤)、公益財団法人=(財)、公益社団法人=(社)
- (2) 「所在地」：創設等の場合は、移転後欄にのみ所在地（町名、地番まで）を記入すること。
- (3) 「整備区分」及び「国庫補助率」：協議する施設の整備区分及び国庫補助率を記載すること。
- (4) 「年次計画」：複数年継続事業の場合、各年度の進捗予定率を記入すること。
- (5) 「建物延面積」「建物構造」「定員」：創設等の場合は、整備後欄に記入すること。
- (6) 「民老分交付金額」：民老に係る交付金額について記入すること。
- (7) 「既存施設の状況（各欄）」：整備区分が創設以外の場合に記入すること。
- (8) 「施行計画」：それぞれの区分に従い、時期を記入すること。
- (9) 「アスベスト対策の状況」：整備区分にかかわらず、整備前に既存施設が存在する場合に記入すること。

○整備に係る経費内訳

- (1) 「施設整備区分」：加算施設等の整備がある場合は、その区分（種別）を記入すること。
 障害児施設等は標準単価、都市部単価どちらを採用したのか選択すること。
- (2) 「定員等」：区分毎の定員を記入すること。定員区分がない場合は「1施設」と記入すること。
- (3) 「対象経費の実支出予定額」：協議施設の整備に係る総事業費のうち対象経費の合計を記入すること。
- (4) 「交付基礎点数」：それぞれの区分ごとに、定員1人当たり（1施設当たり）基準点数を乗じて得た額を記入すること。
- (5) 「大規模修繕等・防犯対策強化整備事業の場合」：公、民それぞれの見積額を記入し、その内容を簡条書きで記入すること。
 また、同一施設において、他の整備区分と重複する場合は、大規模修繕等・防犯対策強化事業（外構）・防犯対策強化事業（非常通報装置等）のみ別葉で様式を作成すること。
 ※「創設」と「防犯」等の組み合わせのように、あわせて協議する場合は、別葉で様式を作成する必要はない。
 交付基準額については、大規模修繕等は見積額に2分の1を乗じた額を記入すること。
 防犯対策強化整備事業（外構）は見積額に2分の1を乗じた額を記入すること。（対象経費が30万円以上の案件）
 防犯対策強化整備事業（非常通報装置等）は見積額に2分の1を乗じた額と90万円を比べて低い額を記入すること。（対象経費が30万円以上の案件）
- (6) 「備考」：工事の概要、訓練等事業等整備加算、大規模訓練設備等整備加算をする場合は当該整備内容等を記載すること。

□

○用地の状況

- (1) 用地の確保について、該当する欄に適宜記入すること。
- (2) 「危険地区指定の有無」：地すべり危険か所等危険区域の指定の有無について○で囲むこと。なお、指定がある場合で、安全区域に移転する場合は、「危険区域所在施設移転改築計画」（平成20年6月12日雇児発第0612010号通知）を本協議書に添付すること。

○資金内訳について、該当欄に金額を記入すること。

○特別法適用の有無について、該当する区分を選択すること。（区分は以下のとおり）

区分	法律等名称
豪雪	豪雪地帯対策特別措置法
沖縄	沖縄振興特別措置法
地震	地震防災対策強化地域における地震対策緊急整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律 地震防災対策特別措置法
南ト	南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法
千島	日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法
離島	離島振興法、奄美群島振興開発特別措置法、小笠原諸島振興開発特別措置法
過疎	過疎地域自立促進特別措置法
山村	山村振興法
奄美	奄美群島振興開発特別措置法
小笠原	小笠原諸島振興開発特別措置法
公害	公害の防止に関する事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律

※過疎、山村については加算等の適用はありませんが該当する場合は記載ください。

○防災・減災、国土強靱化のための5カ年加速化対策に基づく事業とは、以下に該当する事業とする。

- ①昭和56年以前に建築された施設のうち、改修等の必要がある施設の耐震化整備
- ②施設が有する安全性に問題のあるブロック塀等の改修整備
- ③入所施設における非常用自家発電設備の整備
- ④都道府県等が土砂災害等の危険区域等として指定している区域に設置されている施設において行われる、水害対策のために必要な補強改修工事や設備の整備等

○非常用自家発電の耐震性の確認

「障害児施設等において留意すべき事項について」ソに定めた確認を行っている場合は○を付すこと。
(なお、児童福祉施設等も同様とする。)

2 施設別様式(様式第3-2号)

○協議施設の職員配置状況、管内の状況等(児童厚生施設、児童家庭支援センターは記入を要しない)

- (1)「職員配置(各欄)」: 次に掲げた施設種別毎の職種を記入し、職員定数、現員、整備後の職員数(現員ベース)を記入すること。また()内に非常勤職員数を再掲すること。

【施設種別毎の職種】

《母子生活支援施設》施設長、嘱託医、母子指導員、少年指導員、保育士、自立支援職員、その他

《乳児院》施設長、医師、嘱託医、薬剤師、看護師、栄養士、調理員、事務員、その他

《児童養護施設》施設長、嘱託医、児童指導員及び保育士、職業指導員、栄養士、調理員、その他

《児童自立支援施設》施設長、嘱託医、自立支援専門員及び生活支援員、職業指導員、栄養士、調理員、学科指導員、その他

《児童心理治療施設》施設長、医師、セラピスト、保健師、看護師、児童指導員及び保育士、栄養士、その他

《児童相談所一時保護施設》施設長、児童指導員及び保育士、医師、その他

《福祉型障害児入所施設》施設長、嘱託医、児童指導員、保育士、栄養士、調理員、児童発達支援管理責任者、その他

《医療型障害児入所施設》施設長、児童指導員、保育士、児童発達支援管理責任者、その他

※ 上記に掲げていない施設については、記入を要しない。

- (2)「児童の状況(各欄)」: 協議施設に係る児童の状況及び今後の見込について記入すること。なお、見込の推計方法等を合わせて記入すること。(母子生活支援施設については、適宜児童を世帯と読み替えて記入すること。また児童福祉施設等においては入所施設以外は記入を要しない)
- (3)「管内の状況」: 協議施設が管轄する地域内における直近の人口、児童数を記入すること。
- (4)「県内の協議施設の状況」: 都道府県(市)内における、協議施設と同種施設の設置状況及び入所または利用定員の状況を公立・私立別に記入すること。
- (5)障害福祉圏域の状況欄については、施設の所在地における障害保健福祉圏域における障害福祉サービスの需要見込み(人口、障害者数等を勘案)とサービスの提供体制(施設利用定員等を勘案)を比較するため記入するものである。当該整備が入所施設の場合には、圏域内の入所定員数等について、通所施設の場合には、圏域内の通所定員数等について、各欄にそれぞれ記入すること。(障害児施設等のみ)
- (6)障害児施設等の中で当該施設整備の優先順位については別途定める指標に従って、障害児施設等の中での優先順位を付すこと。

○最低基準適合状況等(児童福祉法第45条の規定に基づく最低基準等が設けられている施設のみ記入すること。

なお、児童厚生施設を整備する場合は、集会室、遊戯室、図書室及び便所のみを記入し、児童家庭支援センターを整備する場合は、相談室のみ記入すること)

- (1)「適合状況」: 協議施設について、様式に掲げた区画の延べ面積を記入し、最低基準が設けられている区画については、「適・否」を記入すること。また、その適合状況を確認した方法を簡潔に記入すること。
例) [居室総面積÷〇名(入所者数)=〇〇㎡>最低基準面積] [1室定員〇人以下] [男女区別有り] など
- (2)「補足欄」: 当該欄に掲げた区画を整備する場合における事業の実施体制等について記入すること。
なお、一時保護施設(児相)を整備する場合は、直近の一時保護実績(実人員・延べ人員・1日平均人員等を、児童厚生施設を整備する場合は、運営状況(児童厚生員の配置状況、1日の利用予定人員、開館時間、開館日数、開館時間と年長児童の受入れとの関係)等を記入すること。また、個別処遇のための居室の個室化を実施する場合は、その概要を記載すること。
児童養護施設を整備する場合は、全居室に対する個室の割合を記入すること。

○その他

- (1)「施設整備を必要とする理由」: 協議施設の整備が必要な理由について、設置主体が記入すること。
- (2)「都道府県(市)の意見等」: 都道府県(市)が設置主体でない場合において記入すること。(児童家庭支援センターは記入不要)また、障害児施設等においては優先順位の考え方を記載すること。
- (3)「備考」: 協議内容について、特に配慮すべき事項等について記入すること。

○様式第3-2号に必要な添付資料

協議施設及びその事業の特色など参考となる資料を適宜添付すること。

- (例) ・対象事業費の按分、内訳等の算定資料
・複数年事業の場合の各年毎の進捗率を説明する資料
・基準額算定に用いる定員についての説明資料(増築、一部改築等の場合の工事に係る定員を算定する

障害児施設等における優先順位を付す際の指標

障害児施設等においては、以下の指標を参考に優先順位を付すとともに、当該都道府県並びに市町村の第2期障害児福祉計画に位置づけられているか及び「障害児施設等において留意すべき事項について」との整合性が保たれているかを確認されたい。

- ア 建築基準法に基づく耐震基準に満たない施設等の耐震化整備（耐震化のための改築、老朽化による改築等）を行うもの
- イ 災害による停電時に電源確保の必要性が高い障害児入所施設において非常用自家発電設備の整備を行うもの
- ウ 災害による断水時に、飲料水・生活用水の確保の必要性が高い障害児入所施設において給水設備の整備を行うもの
- エ 洪水浸水想定区域（水防法第十四条）等危険区域に所在する施設の安全を確保する観点から、障害児入所施設において水害対策のための大規模修繕や移転改築等の整備を図るもの
- オ 安全性に問題のある組積造又はコンクリートブロック造の塀（以下「ブロック塀等」という。）の改修整備を行うもの
- カ 国土強靱化地域計画に位置づけられている整備を行うもの
- キ ウイルス感染症等の感染拡大を防止する観点から、障害児入所施設において多床室の個室化改修等を行うもの
- ク 平成 25 年 12 月消防法施行令等の一部改正により、スプリンクラー設備及び自動火災報知設備の設置基準が見直されたことに伴う整備を図るもの
- ケ アスベストの除去等の整備を図るもの
- コ 利用者に対するサービス提供にとどまらず、特に過疎、山村、離島等においては、広く地域に開かれた在宅福祉の推進拠点としての機能を果たすもの
- サ 「新生児集中治療管理室等に長期入院している児童に対する適切な療養・療育環境の確保等の取組について（留意事項）」（平成 19 年 12 月 26 日医政総発第 1226001 号、雇児母発第 1226001 号、障障発第 1226001 号、保医発第 1226001 号）を踏まえた医療型障害児入所施設の整備を図るもの
- シ 児童発達支援センターの地域支援機能の強化や障害児入所施設の小規模グループによる療育など、発達障害を含む障害児支援の充実を図るもの
- ス 「障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針」（平成 29 年 3 月 31 日厚生労働省告示第 116 号。以下「基本指針」という。）を踏まえ、重症心身障害児及び医療的ケア児が、身近な地域で支援を受けられるように障害児通所支援の充実を図るもの
- セ 文教施設等の利用も含めて各種施設の合築、併設を行うものや、中心市街地等の利用しやすい場所に整備を図るなど、土地の有効活用を図るもの
- ツ 利用者の精神的なゆとりと安らぎのある生活環境づくりや、資源循環型社会の構築に寄与していくため、施設の木造化、内装等への木材の利用や木製品の利用等その積極的な活用を行うもの

障害児施設等において留意すべき事項について

障害児施設については次の事項に留意の上協議を行うこと。なお、ソについては児童福祉施設等においても同様とする。

- ア 障害児福祉計画との整合性を考慮すること。
- イ 現行の障害保健福祉圏域及び市町村の障害児支援の需要見込み(人口、障害児数等を勘案)及びサービスの提供体制(施設数、利用定員等を勘案)等を比較し、当該圏域及び市町村で実施する必要性が認められるものであること
- ウ 単に待機者数の把握にとどまらず、施設の必要性の調査など実態を的確に把握し、中長期的視点から真に必要性が認められ、かつ、施設整備の目的、計画等が具体的であること
- エ 整備により実施する障害児支援の趣旨、利用対象児、指定(最低)基準、報酬等を十分検討し、着実な実施が認められるものであること
- オ 建設用地の確保が確実であると認められること
- カ 関係市町村との調整が十分行われていることを前提とし、新たに事業所等を創設する場合は、建設予定地の属する市町村長の意見書が添付されていること
- キ 障害児が地域社会と日常的に交流することができるよう、事業(施設)の立地条件等で配慮がなされているものであること
- ク 訓練事業等整備、発達障害者支援センター整備については、本体工事と一体的に整備するものであること
- サ 当該交付金に係る交付金の交付と対象経費を重複して、他の国庫補助を受けてはならないこと
- シ 公立施設を民間に移譲・貸与等する際に必要となる施設整備は、原則地方負担により対応すべきものであること
- ス 創設の場合は、建物の立地や構造等について、適宜、土木部局等の関係部局と連携するとともに障害児の安全面に配慮すること
- セ 災害レッドゾーンにおいて新規整備を行う場合には、防災対策工事により、事業開始時点で当該建設地が災害レッドゾーンから外れることが見込まれる場合等を除き、原則として、協議を行ってはならないこと。また、浸水想定区域や土砂災害警戒区域等において創設又は大規模修繕により新設又は移転改築整備をする際は、安全上及び避難上の対策を講ずること
- ソ 社会福祉施設等に整備する非常用自家発電設備及び給水設備(以下「非常用設備等」という。)については、地震による停電時等に有効に機能することを前提に、交付していることから、地震時に転倒することなどがないう耐震性を確保する必要があること。また、都道府県市は事業主体に対して、当該非常用設備等の耐震性の確保の必要性及び耐震性が確保されていることが分かる資料を事業主体が整備しておくよう指導すること。

(参考 URL) 会計検査院 HP

https://www.jbaudit.go.jp/report/new/summary03/pdf/fy03_tokutyou_10.pdf